

協力対象施設入所者入院加算に係る掲示

当院では、以下の介護保険施設に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設から24時間連絡を受ける体制、緊急時には入院できる体制を整えております。また、連携介護保険と入所者の診療情報及び緊急時対応方針等の共有を図るため、月1回以上の頻度でカンファレンス実施しております。

……………連携介護保険施設……………

特別養護老人ホーム 第二松丘園

令和6年7月1日 東陽病院